

一般社団法人AMUSE費用弁償支給要綱

平成28年3月30日
AMUSE要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人AMUSE定款第27条第2項の規定の基づき、理事及び監事がこの法人の会議等に出席する場合に適用する費用の弁償等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給の範囲及び額)

第2条 費用の弁償等を支給する会議等の範囲及び額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 理事及び監事が、理事会に鉄道、バス等の公共輸送機関を利用し出席した場合、その要した実費額
- (2) 理事及び監事が、この法人の用務のため鉄道、バス等の公共輸送機関を利用し参加する会議等で、理事長が特に必要と認めた場合、その要した実費額

(費用弁償の調整)

第3条 同一日において二つ以上の会議等に出席した場合の費用弁償の額は、一つの会議の出席として算出した額をもって支給する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。